

第二次戸沢村男女共同参画計画

みんな
男女一緒に助け合い、個性かがやく豊かなまち戸沢へ

令和8年3月

山形県最上郡戸沢村

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 男女共同参画をめぐる動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 戸沢村の現状と課題

- 1 各種統計に見る現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 戸沢村職員に占める女性管理職割合の推移・・・・・・・・ 6

第3章 計画の内容

- 1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 基本目標Ⅰ 男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現
 - 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進
 - 基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
 - 基本目標Ⅳ 安心して暮らせるまちづくり
- 3 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 具体的な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 推進管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

資料編

- 戸沢村男女共同参画に関する調査結果・・・・・・・・・・・・ 17

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画とは、男女が性別に関わりなく、お互いに人権を尊重しながら、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画できる社会です。

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが国際社会の動きと連動しながら着実に進められてきました。

平成11年(1999年)には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会を実現するための基本理念と、国、国民、地方公共団体の責務が明らかにされました。その後も「育児・介護休業法」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、令和6年(2024年)には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるなど、法律や制度の面で男女共同参画を積極的に推進しています。

しかし実際は、仕事と家庭、子育てを両立できる環境が整っているとは言えず、家庭や職場など、あらゆる場面で「性別役割分担意識」が依然として根強く残っているのが現状です。

戸沢村における男女共同参画の課題を解決するため、そして、男女が様々な分野でともに協力し合い、活躍することができる社会の実現のために「第二次戸沢村男女共同参画計画」を策定するものです。

2 男女共同参画をめぐる動き

(1) 世界の動き

昭和50年(1975年)、国際連合は「国際婦人年世界会議」を開催し、この年を「国際婦人年」と定め、これを契機に男女共同参画の世界的な取り組みが始まりました。

昭和54年(1979年)には、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)が採択され、昭和56年(1981年)に発効しました。この条約は、固定的な性別役割分担意識の変革を理念としており、その後の男女平等施策の基盤となりました。

また、平成5年(1993年)には「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択され、女性に対する暴力が重大な問題であることが示されました。

(2) 国・県の動き

世界的な動きに連動して、国・県でも、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取り組みが進められてきました。

国では、昭和60年(1985年)の女性差別撤廃条約の批准を受け、昭和61年(1986年)に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)、平成4年(1992年)に「育児休業等に関する法律」(育児休業法)、平成11年(1999年)には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。また、平成12年(2000年)には、男女共同参画社会の実現に向けた「男女共同参画基本計画」が策定され、令和2年(2020年)には「第5次男女共同参画基本計画」を策定しています。

山形県においては、平成12年(2000年)に「山形県男女共同参画計画」が策定され、平成14年(2002年)に「山形県男女共同参画推進条例」が制定されました。計画については、平成17年(2005年)の改訂および平成22年(2010年)の新たな期間に係る策定を経て、平成27年(2015年)には、新たな「山形県男女共同参画計画」が策定されました。

また、県では令和3年3月に「山形県男女共同参画計画(計画期間：令和3年度～令和7年度)」を策定し、誰もがいきいきと働き、幸せに暮らし続けられる山形県に向け、次の5つを重点分野として取り組んでいます。

★ 山形県男女共同参画の重点5分野 ★

重点分野1：若年女性が幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出と発信

重点分野2：防災・科学技術・学術分野等における男女共同参画の推進

重点分野3：政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

重点分野4：雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの推進

重点分野5：家庭・地域における男女共同参画の推進

(3) 戸沢村における動き

戸沢村では、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、令和3年(2021年)3月に「戸沢村男女共同参画計画」を策定し、村内の男女共同参画における方針を示してきました。しかし、全国的な人口減少及び若年女性の都市部への人口流出が喫緊の課題となっているなか、戸沢村の人口も年々減少しており、少子高齢化が進んでいるのが現実です。

戸沢村の活性化には、戸沢村の男性、そして女性の持っている能力を発揮し、様々な場面で男女が対等な立場で参画することが不可欠です。

3 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に基づく市町村基本計画として位置づけます。
- (2) 本計画は、第 5 次戸沢村総合計画及びその他関連計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を展開するための個別計画です。
- (3) 本計画は、女性の職業における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 2 項に基づく市町村推進計画として位置づけます。
- (4) 本計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）第 2 条の 3 第 3 項に基づく市町村推進計画として位置づけます。
- (5) 本計画は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）第 7 条第 2 項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

4 計画の期間

この計画の期間は、「戸沢村男女共同参画計画」の終了年度に合わせ、令和 8 年度から令和 12 年度までとしますが、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

第 2 章 戸沢村の現状と課題

1 各種統計に見る現状

★人口の推移★

戸沢村の人口は、令和 2 年国勢調査において 4,199 人となっており、5 年前の平成 27 年国勢調査から 574 人減少しています。人口減少が進んでいるとともに、世帯数も減っていて、1 世帯あたりの世帯人数も減少傾向にあることから、単独世帯の増加と核家族化が進んでいることがうかがえます。

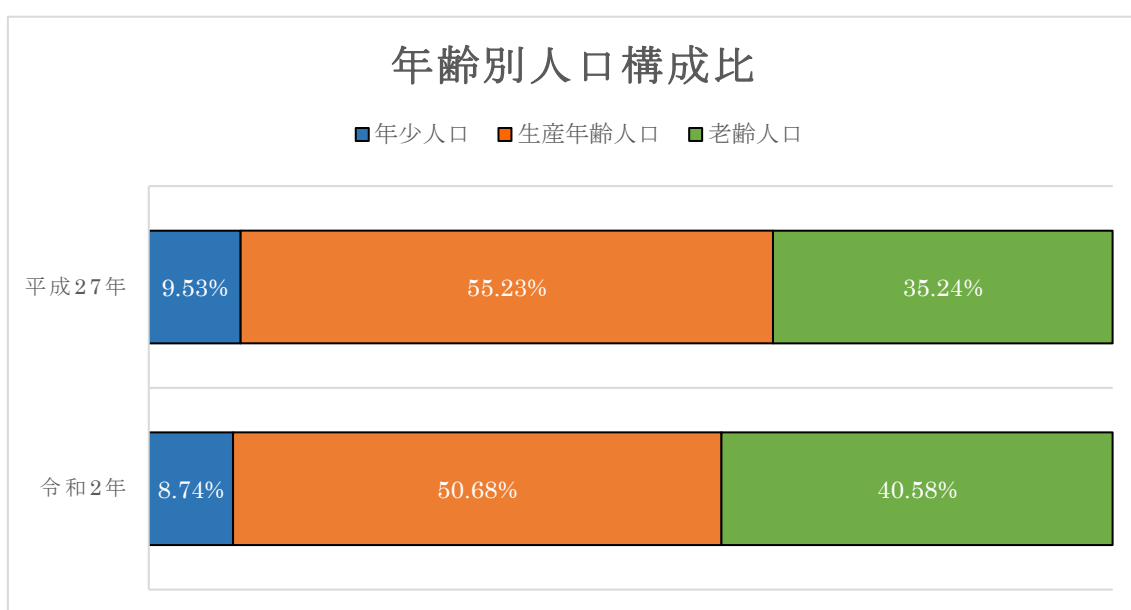
また、年齢構成の推移をみると、年少人口・生産年齢人口は減少傾向にある一方、高齢人口は増加しており、戸沢村の少子高齢化は進んでいることがわかります。

【人口と世帯数の推移】

	人口(総数)	人口(男)	人口(女)	一般世帯数	単独世帯数
平成 27 年	4,773	2,279	2,494	1,387	209
令和 2 年	4,199	1,987	2,212	1,350	284
増減	-574	-292	-282	-37	+75

(平成 27 年国勢調査及び令和 2 年国勢調査より)

【年齢別人口構成比】

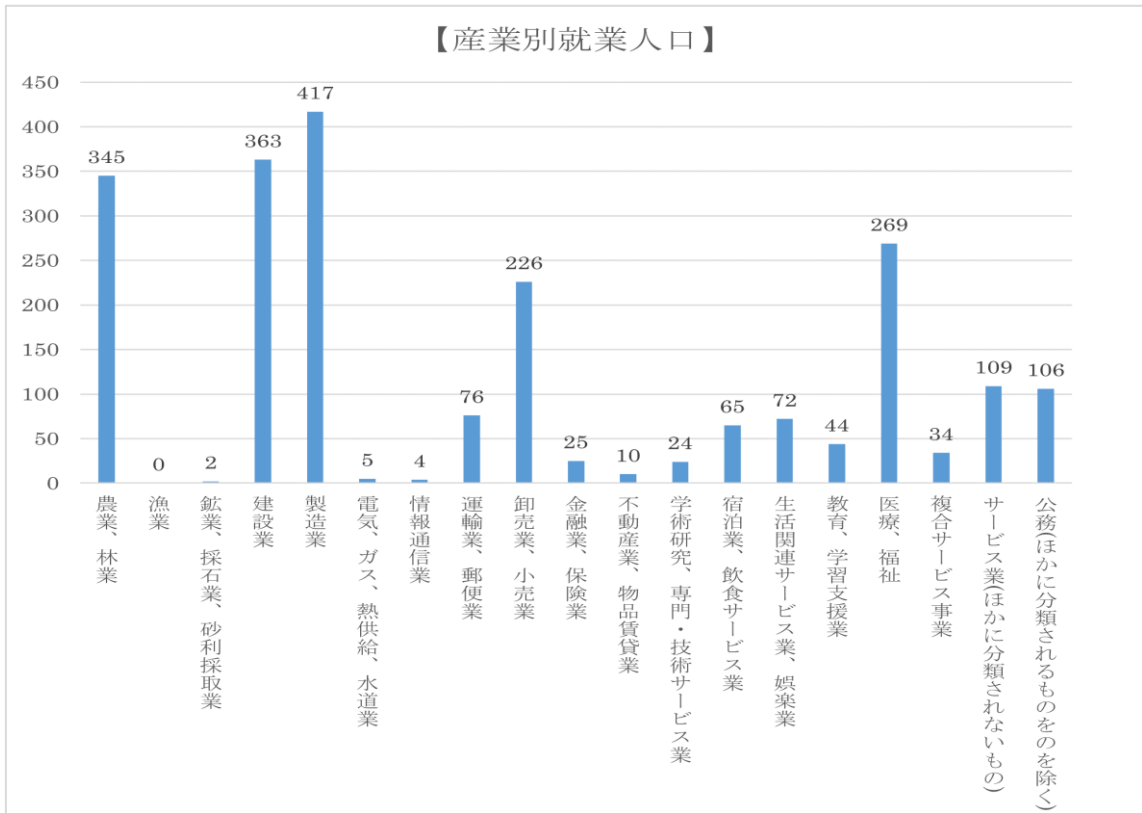


(平成 27 年国勢調査及び令和 2 年国勢調査より)

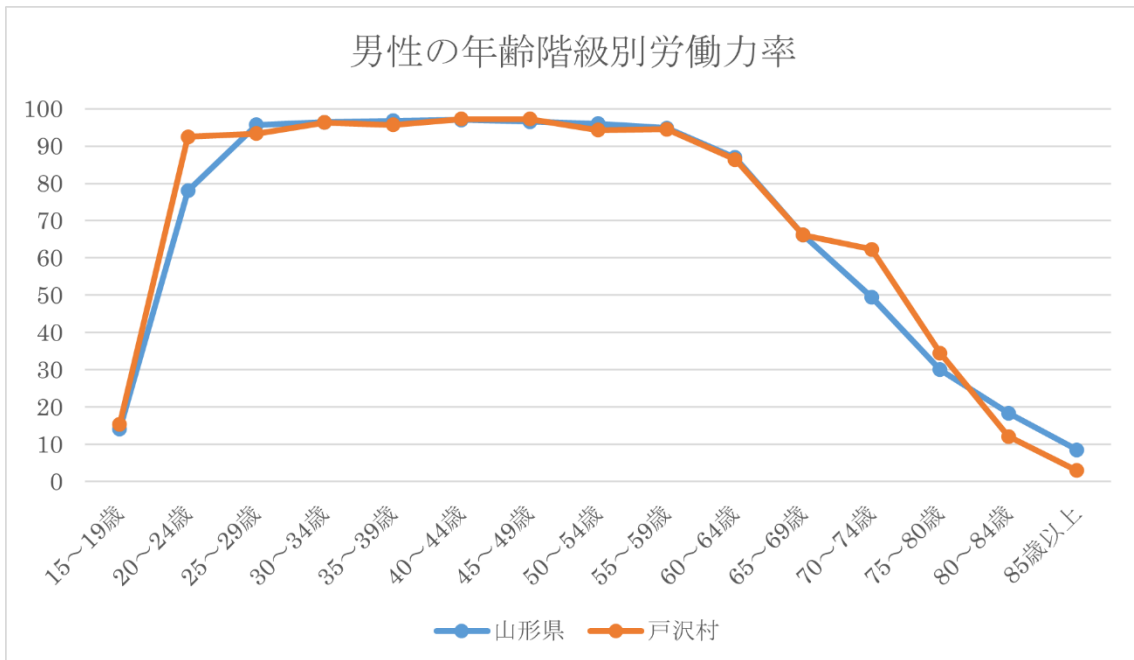
★就労状況★

戸沢村の産業別で見た就労状況(15歳以上)は、製造業就労者が最も多く、次いで建設業・農業、林業と続いています。

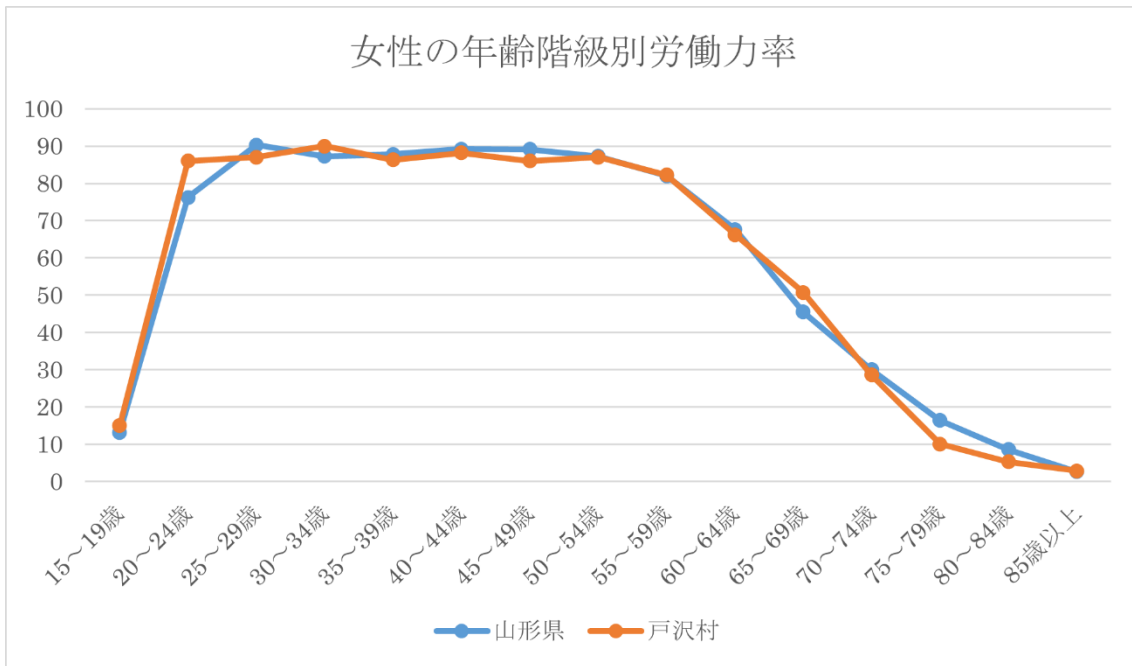
また、男女別の年齢階級別労働力人口では、男性は、山形県平均と比較して、より幅広い年代が労働力となっており、20代半ばの世代や70歳の世代で県平均よりも多い。一方、女性の労働力率は、20代半ばの世代は県平均よりも多くなっているものの、生産年齢である世代が県平均と変わらないか、やや少ない結果となっています。



(令和2年国勢調査「就業状態等基本集計報告」より)



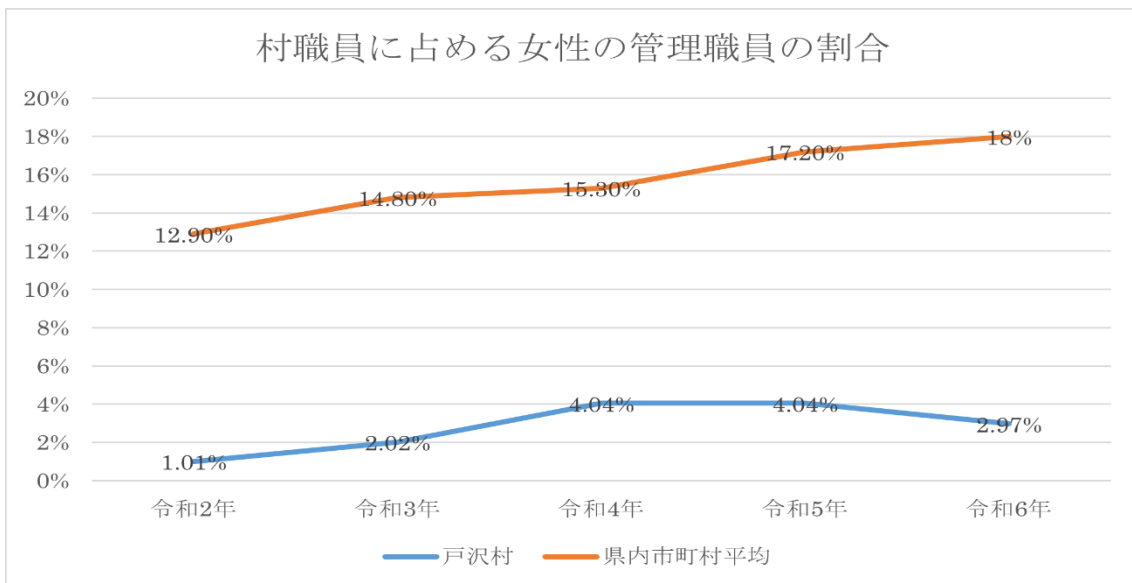
(令和2年国勢調査「就業状態等基本集計報告」より)



(令和2年国勢調査「就業状態等基本集計報告」より)

2 村職員に占める女性管理職割合の推移

村職員に占める女性管理職割合をみると、令和2年からは上昇しているものの、県内市町村平均と比較して大きい差が生じており、令和6年は前年から減少し2.97%となっています。



(「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より)

第3章 計画の内容

1 計画の基本理念

計画策定当初の理念を踏まえ、戸沢村に住む人が男性、女性に関わりなく、多様な個性や考え方・価値観があるということを理解しあつたうえで、個々の能力を最大限に発揮し、より良いまちとなることを目指すため、次のように掲げます。

【基本理念】

みんな
男女一緒に助け合い、個性かがやく豊かな^{まち}戸沢へ

2 基本目標

男女共同参画社会の推進に係る基本理念の実現に向け、具体的な取り組みの目標を以下のように定めます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する社会づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、人権や性の多様性に対する理解を深めるための意識啓発を積極的に実施します。また、現代においても根深く残っている固定的な性別役割分担の意識や社会的慣行を見直し、男女に関わりなく、それぞれが個性や能力を発揮し、家庭や地域社会などのあらゆる場において活躍できるような意識づくりをめざしていきます。

基本目標Ⅱ 男女ともに活躍できる環境づくり

従来、男性の優遇感が強く、女性の意見の反映や参画が進んでいなかった分野において、性別に関わりなく、男女がともに対等な立場で参画し、それぞれの人権や考え方を尊重し合いながらより良い社会を創りあげていくことができる環境を整えていきます。

基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男女がともに家庭を大切にしながら、個性の能力を発揮し、家庭生活と仕事の調和がとれた豊かな生活が送れる社会の実現をめざします。

ワーク・ライフ・バランスの観点から、仕事と家庭生活の両立に向けて、子どもを安心して産み育てる支援だけでなく、介護施策などの充実や、男性・女性ともに家事や育児、介護への参画の理解と促進を図ります。

基本目標Ⅳ いつまでも健康に安心して暮らせるまちづくり

男女協参画社会を実現させるためには、男女が生涯にわたって健康で安心できる生活を送れるということが何より大切です。そのために、健康支援や高齢者や障害を抱える人も安心して暮らすことができる支援サービスの充実を図ります。

また、子どもや高齢者などに対する暴力を未然に防ぎ、いかなる暴力も許さないという意識の醸成をめざしていきます。さらに、DVや性暴力、貧困、孤立などの事情によって日常生活や社会生活を送るうえで困難な状況にある女性（困難な問題を抱える女性）への支援や意識啓発、迅速な対応ができるような体制の整備をすすめていきます。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	取り組み
男女一緒に助け合い、個性かがやく豊かな戸沢へ	Ⅰ 男女共同参画を推進する社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画意識の普及啓発 (2) 各関係機関との連携による人材教育の推進 (3) 学校や家庭、生涯学習を通じた啓発活動
	Ⅱ 男女ともに活躍できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各委員選任の在り方の見直し及び男女に関わらない登用の促進 (2) 意思決定過程での男女共同参画の促進 (3) 女性のリーダーシップの育成
	Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及 (2) 育児・介護にかかる充実した環境の整備
	Ⅳ いつまでも健康に安心して暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) あらゆる暴力も許さない社会風潮の醸成 (2) 互いの性を尊重する意識と健康の支援

4 具体的な施策

設定した基本目標ごとに、その実現に向けた本村の取り組みを示します。

基本目標 I

男女共同参画を推進する社会づくり

男女共同参画社会の実現に向けて、全国的に取り組みが進められていますが、男女共同参画を阻害する性別役割分担意識やその慣習は未だに根深く残っており、「男は仕事、女は家庭」という意識を持っている人がいまだ多いのが現状です。

この背景には、性別に対する無意識の思い込み(※アンコンシャス・バイアス)があると考えられ、生きづらさを感じる若年女性の人口流出の一因だと言われています。

男女共同参画社会の実現には、このような現状を見直し、男女の関わりなく、互いに正しく理解し合うことが大切です。そのために、様々な機会をとおして男女共同参画の積極的な開発・広報活動に努めます。

※アンコンシャス・バイアス とは

自分自身も気づかない無意識のうちに、過去の経験や人の属性などから、ものの見方や捉え方を決めつけてしまうこと。

(アンコンシャス・バイアスの例)

- ・親の介護は女性がするべき、男性は仕事を優先するべき
- ・子育て中の女性に仕事を任せられない、家庭優先の男性は仕事への責任感がない
- ・地域のリーダーは男性がするべき、災害時の炊き出しは女性の役割だ 等

取り組み（1）男女共同参画意識の普及啓発

事業	概要	担当課
①広報による情報提供	広報誌及びホームページ等、村の各種媒体を活用し、男女共同参画に関する啓発を行います。	総務課
②男女共同参画関連講座・講演会等の参加促進	県や各種団体が主催する男女共同参画に関する事業・セミナーなどの参加を呼びかけます。	まちづくり課

取組指数	R7 年度現状値	目標値 (R13 年度)
男女共同参画に関する啓発事業の実施回数	3回 (広報、ポスター掲示)	6回
村民に向けた講座の開催数	0回	2回

取り組み（２）各関係機関との連携による人材教育の推進

事業	概要	担当課
①人権啓発活動の充実や学習会の提供	多様な生き方が尊重される社会づくりに努め、人権を尊重する意識が高まるよう継続的に啓発活動を推進します。 講演会や講座を開催し、人権について学び考える機会を提供します。	住民税務課
②人権に関する相談窓口の周知	人権の侵害や不当な差別に悩むことがないように、広報やホームページにおいて相談窓口の周知を図り、関係機関と連携し、支援体制の充実に努めます。	
③人権擁護委員の活動支援	人権擁護委員の地域に根ざした人権啓発の円滑な推進のために、法務局と連携し活動を支援します。	

取り組み（３）学校や家庭、生涯学習を通じた啓発活動

事業	概要	担当課
①乳幼児期からの男女平等教育の促進	乳幼児期から、共感や思いやりの気持ちを育み、個性を大切にした教育の推進に努め、性別や民族、国籍に関係なく、お互いを認め合う意識の形成を図るよう働きかけを行います。	健康福祉課
②学校教育における男女平等教育の促進	学習指導要領が示す、男女平等の理念に基づいた教育を行います。また、教材選定にあたり、男女共同参画の視点に配慮するよう努めます。	共育課
③保育園職員への研修	村内外での講演会や研修に対し、乳幼児保育・教育に関わる職員の参加を促し、意識啓発と研修機会を提供します。	
④男女平等教育に関する教職員の研修	教職員が、正しい男女平等教育を実践できるように研修を実施します。	
⑤情報モラルの育成	学校教育の中に、アンコンシャス・バイアスや情報モラルについての学習を導入します。また、広く村民に対しても、周知啓発を図ります。	

取組指数	R7 年度現状値	目標値 (R13 年度)
保育園職員の研修会回数	0回	4回

基本目標Ⅱ

男女ともに活躍できる環境づくり

男女共同参画社会の実現には、男性も女性も同等に政策・方針決定の場に参画することが重要です。男女があらゆる分野で共に参画することによって、多様な視点や価値観、新たな発想が反映され、共に構築することで、よりよい社会を築くことができます。

しかし、戸沢村では、戸沢村職員に占める女性管理職の割合や各審議会等の女性委員の割合は低く、若い世代の参画も少ないため、男女ともに参画できる体制づくりに努めます。

取り組み（１） 委員選任のあり方の見直しと男女に関わらない登用の促進

事業	概要	担当課
①各種審議会等への女性登用率の向上	女性委員数の増加への努力をするとともに、比率の少ない委員会については、さらなる登用率の向上に努めます。	全課
②各種審議会等の女性委員のエンパワーメント*支援	各種審議会の女性委員に対し、学習機会の提供を行うと共に参加を促進し、エンパワーメント支援を図ります。	

*エンパワーメント

「力をつけること」の意味。男女共同参画の視点からは、女性が自分自身の生活と人生設計を決定する能力をもち、様々な意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な世情を変えていく力をもつこと。

取組指数	R7年度末現状値	R13年度末目標値
戸沢村職員に占める女性管理職率	2.97%	8%
審議会等における女性の登用率	16.7%	22.8%

取り組み（２） 意思決定過程での男女共同参画の促進

事業	概要	担当課
①各種団体等における男女共同参画の促進	地域の中で活躍できるよう、各種団体などに対して、男女共同参画推進に関する啓発・学習機会の提供と参加促進に努めます。	全課

取り組み（3） 女性のリーダーシップの育成

事業	概要	担当課
①講座の開催や研修会を通じた人材の育成	男女共同参画に関する各種講座の開催及び研修会の参加を通じて、地域で男女共同参画を促進するリーダーとなる人材の育成に努めます。	まちづくり課
②経営・運営方針決定の過程での女性の参画の推進	関係課や商工会と連携し、事業所や各種団体の代表や役員への女性の参画を働きかけます。	

取組指数	R7 年度末現状値	R13 年度末目標値
女性を対象とした人材育成講座の開催回数	0回	1回

基本目標Ⅲ

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事は、暮らしを支えるために必要なものであり、個人にとって生きがいや喜びをもたらすものです。それと同時に、家事、育児、介護、地域活動などの生活も暮らしに欠かせないものであり、それぞれの充実があってこそ、一人ひとりの暮らしが豊かになります。

また、一人ひとりが、自分らしくいきいきと暮らすためには、ライフステージに応じた多様な生き方が選択・実現できる社会を形成することが必要であることから、男女が共に仕事と家事、育児、介護等の家庭生活及び地域生活の均衡を図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるような意識の醸成が求められます。現状では仕事が優先され、育児・介護休暇を取得しにくい雰囲気があったり制度が不十分であったりしています。

よって、男女が性別によって差別されず、ともに能力を活かしながら働くことができる環境整備を進めるため、男女ともに均等な就業機会の提供や、性別にとらわれない雇用環境の実現を図るとともに、結婚・出産した女性が働き続けられる環境づくりや、多様な保育・子育てサービスを提供、浸透させる必要があります。

また、個人が多様な就労形態を選択できる社会を目指し、事業者と連携を取りながら、雇用形態や労働条件の整備を促進し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方の普及が必要となります。

取り組み（１） ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及

事業	概要	担当課
①法律や条例についての周知	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律など、関係法令の周知を進めます。	まちづくり課
②ハラスメント防止のための事業所への啓発	職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの防止対策について、事業所への情報提供を行い、必要な措置を講じるよう求めています。	
③働き方の見直しと多様な働き方の実現	企業・事業所、また就労者に対して、男女ともに仕事時間と生活時間のバランスをとった働き方を選択できるように、個々の働き方の見直し・改善に関する啓発や、多様な就労形態の導入などに向けた情報提供を行います。	

取り組み（２） 育児・介護にかかる充実した環境の整備

事業	概要	担当課
①両立のための職場理解と制度の普及促進	男女が平等な立場で家庭での責任を担い、仕事と両立することへの職場理解を広め、かつ仕事と家庭の両立を支援する制度の周知及び取得を促進します。	まちづくり課
②企業・事業所への情報提供・啓発	企業・事業所に対してワーク・ライフ・バランスについての情報提供・啓発を行います。	まちづくり課
③子育て支援サービスの充実	保育施設等入所待機児童ゼロを継続し、延長保育等の充実、子どもたちの放課後の安全な場所の確保など働く子育て世代の保育ニーズに対応したサービスの提供と支援をします。	共育課
④家族介護サービスの充実	相談支援体制の充実を図り、家族介護者同士の研修会や情報交換会を開催し、認知症カフェなどの気軽に集える場の提供を行います。	健康福祉課

夫婦や恋人などの親密な間柄で起きた暴力行為は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を大きく阻害します。また、児童や高齢者、障がい者への虐待なども深刻な社会問題となっています。暴力は、誰に対しても、どんな場合でも決して許されるものではなく、暴力を受けていい人はひとりもいません。

暴力の被害者は男性の場合もありますが、その多くは女性であり、背景に男女の社会的地位や経済力の格差、固定的性別役割分担意識などが考えられます。さらに、国は、DVや性暴力、貧困、孤立などの事情により生活を送るうえで困難な状況にある女性（困難な問題を抱える女性）に関する法律を施行し、様々な問題を抱える女性に対する支援をすすめ始めました。

誰もが健康で充実した生活を送るためには、互いの人権意識を深め、身体の特徴や違いを十分に理解し、暴力を容認しない社会的風潮を醸成することが重要です。家庭や学校教育の場で成長段階に応じた性に関する正しい勅使についての教育を行うとともに、思春期、妊娠・出産、更年期、高齢期等のライフステージに応じて、生涯を通して健康管理ができるよう支援していきます。

取り組み（１） あらゆる暴力も許さない社会風潮の醸成

事業	概要	担当課
①広報誌やホームページによる情報の提供	あらゆる暴力は、人権を著しく侵害するものであるため、暴力防止に関する意識醸成を図り、安心して生活できるよう、関係機関と連携して意識啓発を推進します。	総務課
②DVの相談窓口の周知	暴力被害者にとって、村は第一次的な相談機関として最も身近な相談窓口であるため周知の徹底を図り、国や県が設置している相談窓口についても積極的に情報提供をします。	健康福祉課
③困難な問題を抱える女性への支援・体制整備	プライバシーに配慮しながら、村の関係各課と連携を密にし、県やその他の関係機関と連携を図り、相談・支援体制を強化します。	健康福祉課
④小中学生・保護者・教職員を対象にしたいじめ予防・暴力防止・体罰禁止に関する研修会の実施	暴力防止等に対する意識醸成のためには、子どもの頃からいじめや暴力を許さない心を育てることが重要になります。そのため、小中学生・保護者・教職員を対象にした研修会を実施します。	共育課

取組指数	R7 年度末現状値	R13 年度末目標値
DV 等の暴力に関する啓発活動の実施回数	1 回	3 回

取り組み（２） 互いの性を尊重する意識と健康の支援

事業	概要	担当課
①学校における保健教育の推進	児童生徒の成長段階に応じて、男女の互いの身体的特徴を十分理解し、避妊や性感染症に対する正確な知識を持ち、互いの性を尊重することができるよう推進します。	共育課
②こころやからだの健康相談や健康管理の支援	こころやからだの健康に不安のある方の身近な相談機関としての周知と相談状況に応じて関係機関と連携を図り、各地区での健康相談に応じます。	健康福祉課
③妊娠、出産、不妊治療等における支援体制の充実	女性が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、健康診査や相談などを実施し、健康支援に取り組みます。 身体的・精神的に負担が大きい不妊治療については、不妊相談を実施し、特定不妊治療費の一部を補助し、経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
④スポーツイベントや料理教室を通じた健康増進の支援	生涯にわたり、地域でいつでもスポーツや健康増進に取り組むことができるように、スポーツ教室やイベント、男性対象の健康料理教室などを開催します。	健康福祉課 共育課

第4章 計画の推進

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、まちづくり課企画調整係を中心として、庁内各部局との連携を強化し、村、住民、地域、家庭、職場等がそれぞれの立場で自主的に男女共同参画に取り組むことが大切であり、相互に理解を深めながら、男女共同参画の視点に立ち、総合的に取り組みます。



2 推進体制

(1) 庁内の推進体制の明確化

戸沢村においては、男女共同参画に対する意識が十分ではないことから、庁内の職員一人ひとりが男女共同参画の理念を認識することに努め、推進体制を明確にします。

また、庁内での連携を密にし、男女共同参画に関する施策の推進を図るとともに、本計画を推進していきます。

(2) 事業者・関係機関・各種団体等との連携

男女共同参画の推進を図るため、積極的に広報・啓発活動を実施し、事業所・関係機関・各種団体等の連携及び協力体制づくりに努めます。

3 推進管理

まちづくり課企画調整係が中心となり、庁内の各課が実施する施策等の実施状況を把握し、計画を着実に遂行します。

また、施策の評価・検証については、村民や有識者で構成される「戸沢村男女共同参画計画推進委員会」を設置し、事業として掲げた個々の施策の実施状況を点検・評価及び課題の検討を行い、計画の実現に努めていきます。

資料編

本計画の策定にあたり、戸沢村に住所を有する 20 代から 60 代までの者を無作為に抽出し、100 名を対象にアンケートを実施いたしました。

なお、無作為抽出で得た「名前」「住所」の情報は、アンケートを郵送する際にのみ使用し、その他の用途には一切使用しておりません。また、アンケートや封筒には名前などを記載する欄がないため、回答者が特定されることなく集計まで行いました。

アンケートにご協力をいただきました皆様へ厚く御礼申し上げます。

◆男女共同参画に関する住民アンケート調査結果

1. 調査の概要

項目	内容
調査時期	令和7年5月1日～令和7年5月31日
調査対象	20歳～60歳の村民100名（無作為抽出）
回収率	33.0%（回収33件／配布100件）
有効回答率	33.0%（33件）
調査項目	全22問 ・本人属性 ・男女共同参画に関する用語の認知度 ・管理職等の女性参画状況 ・男女の地位の平等間 ・性的役割分担への考え ・家庭生活、地域活動に関すること ・女性活躍の考え ・女性が職業を持つことへの考え ・配偶者等からの暴力への考え ・配偶者等からの暴力の経験 ・現在抱えている悩みや困難について ・困難な問題を抱える女性への支援について ・女性相談窓口の認知度 ・自分や自分の周囲の人のセクシュアリティについて ・性的マイノリティへの考え ・男女共同参画社会推進のため力を入れるべき施策

2. 回答者の概要（属性）

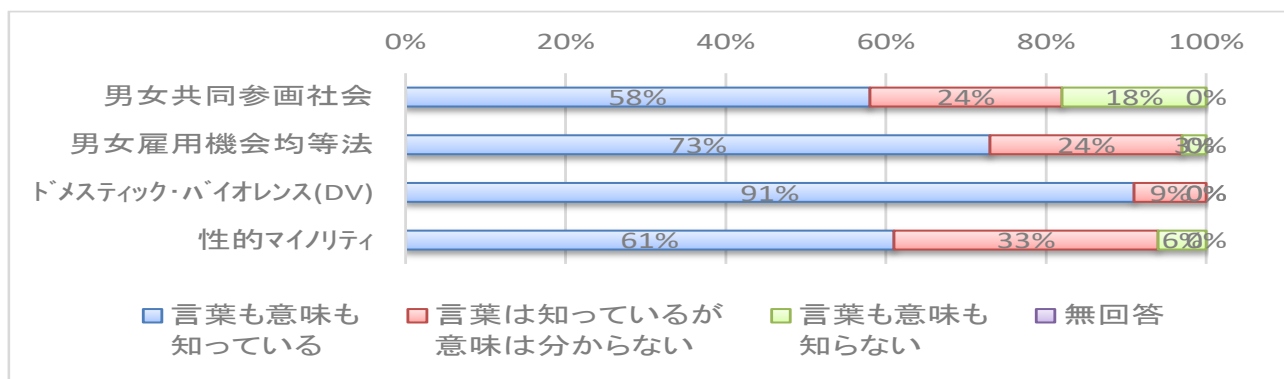
％（人）

項目	回答数	結果				
		男性		女性		
性別	33	33%（11）		67%（22）		
年齢	33	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
		18%（6）	18%（6）	24%（8）	18%（6）	21%（7）
職業	33	常用雇用	パート・アルバイト	自営業・自由業	専業主婦（主夫）	
		64%（21）	12%（4）	6%（2）	6%（2）	
		派遣、嘱託、契約社員	学生	無職	その他	
		3%（1）	0%（0）	6%（2）	3%（1）	
家族構成	33	1人暮らし	夫婦のみ	2世代世帯	3世代世帯	その他の世帯
		0%（0）	9%（3）	52%（17）	30%（10）	9%（3）

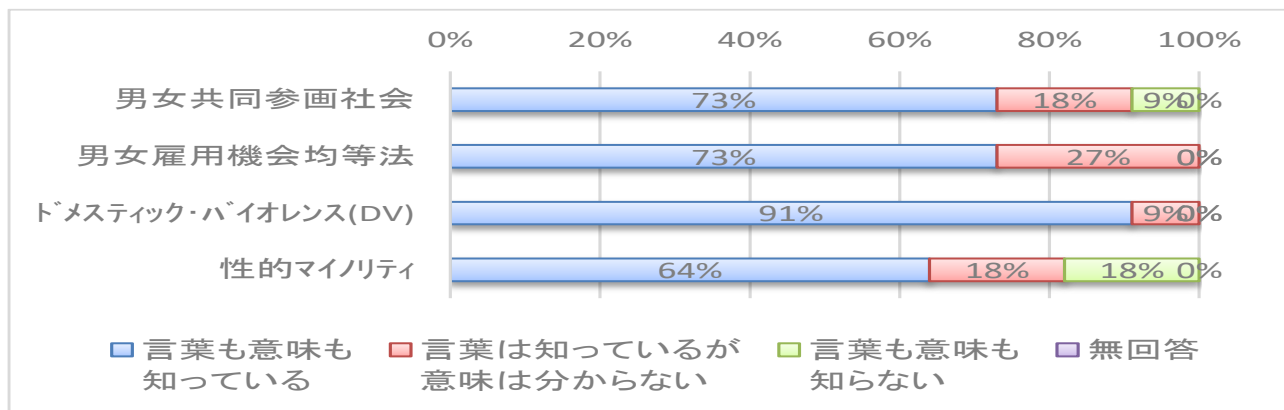
3. 調査結果の概要

問1：次の言葉や意味を知っていますか。(項目ごと選択肢から1つ選択)

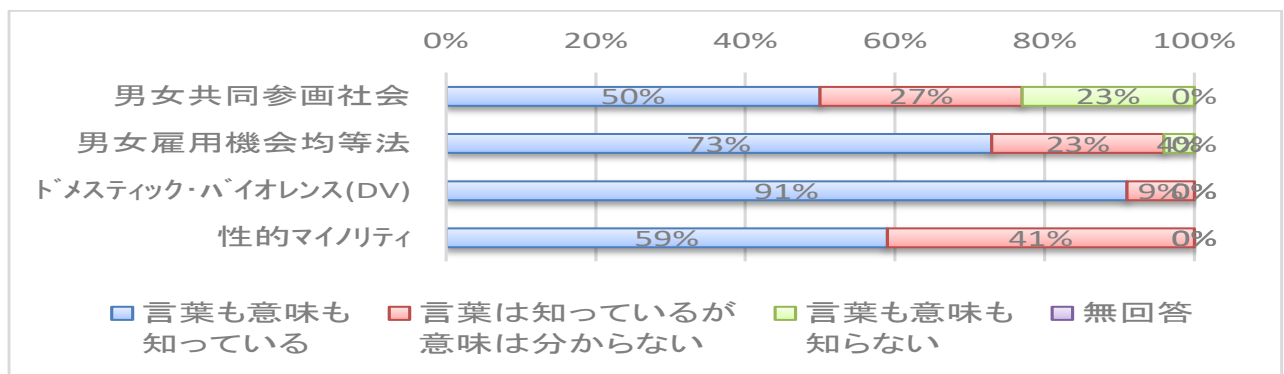
	意味も言葉も知っている	言葉は知っているが意味は分からない	言葉も意味も知らない	無回答
男女共同参画社会	19	8	6	0
男女雇用機会均等法	24	8	1	0
ドメスティック・バイオレンス(DV)	30	3	0	0
性的マイノリティ	20	11	2	0



(男)

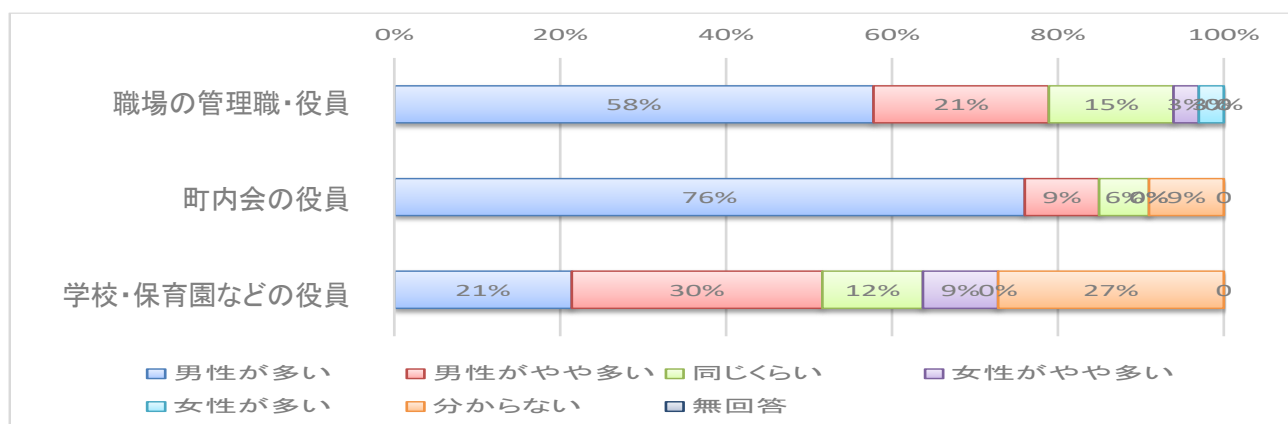


(女)

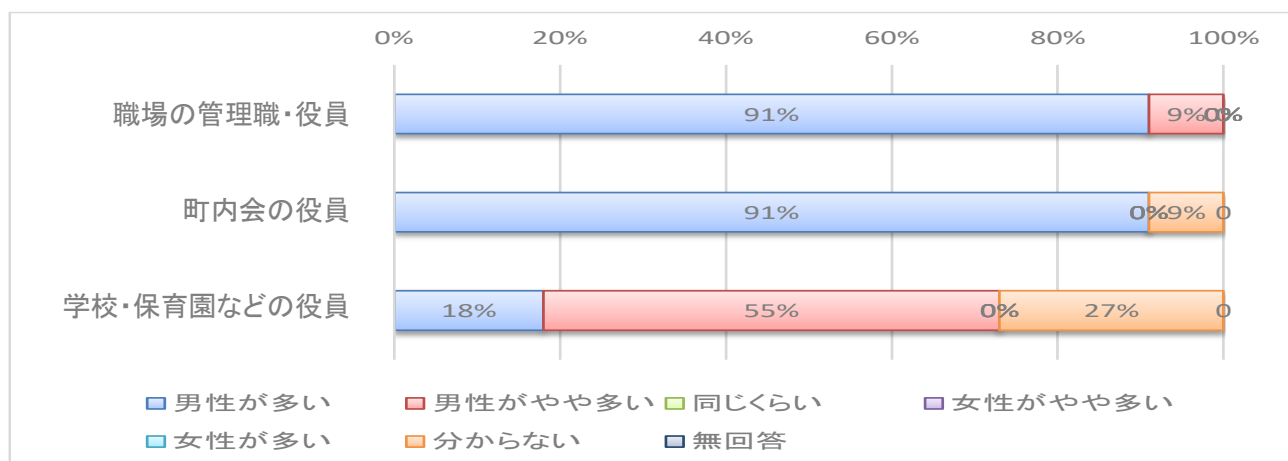


問2：あなたの周りで、次のような方は男性が多いですか。女性が多いですか。

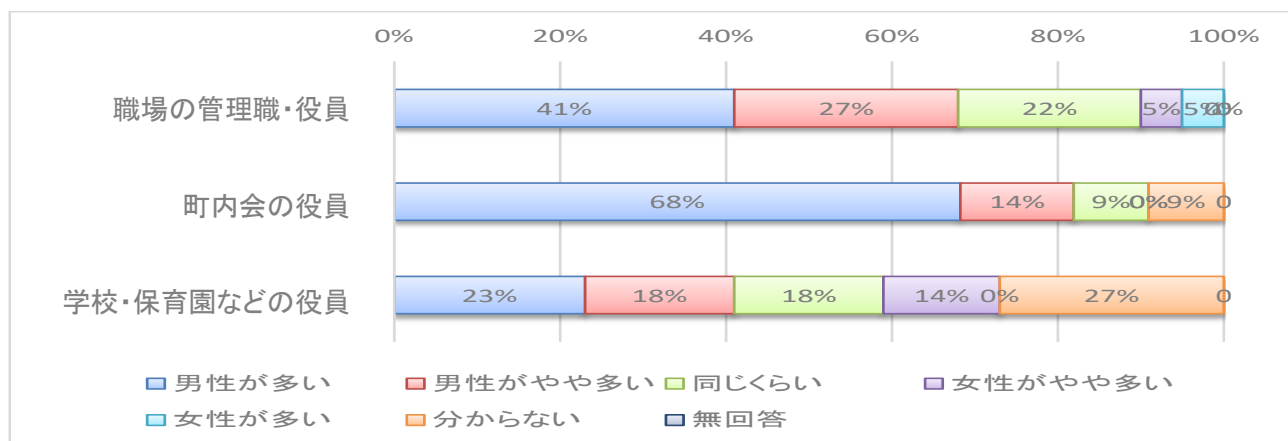
	男性が多い	男性がやや多い	同じくらい	女性がやや多い	女性が多い	分からない	無回答
職場の管理者・責任者・役員	19	7	5	1	1	0	0
町内会や地区組織の役員	25	3	2	0	0	3	0
学校・保育園などの役員	7	10	4	3	0	9	0



(男)

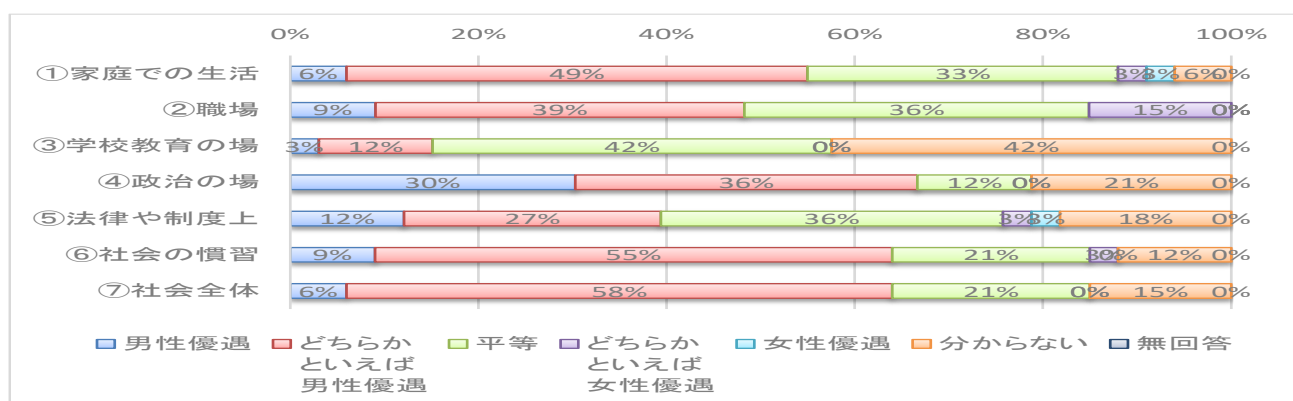


(女)

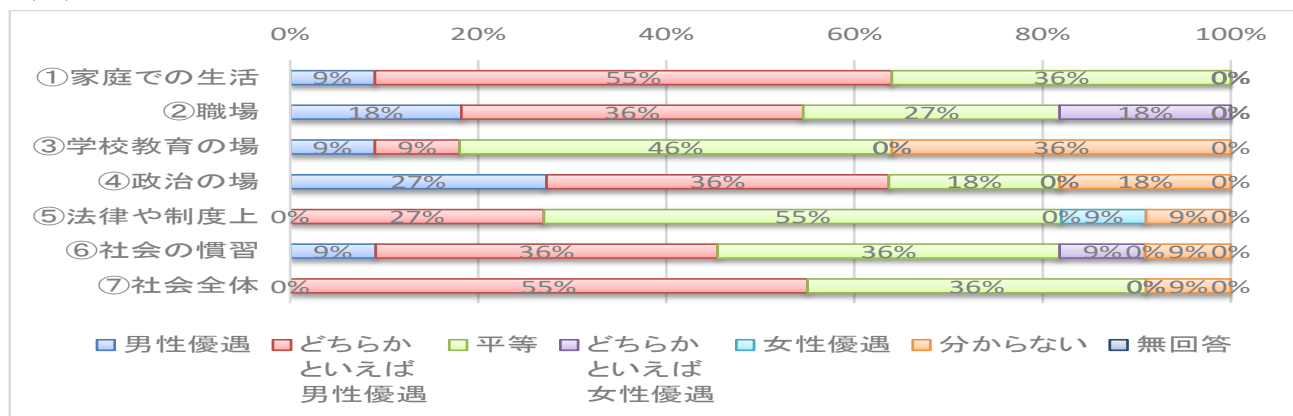


問3：次にあげる分野において、男女の立場は平等になっていると思いますか。

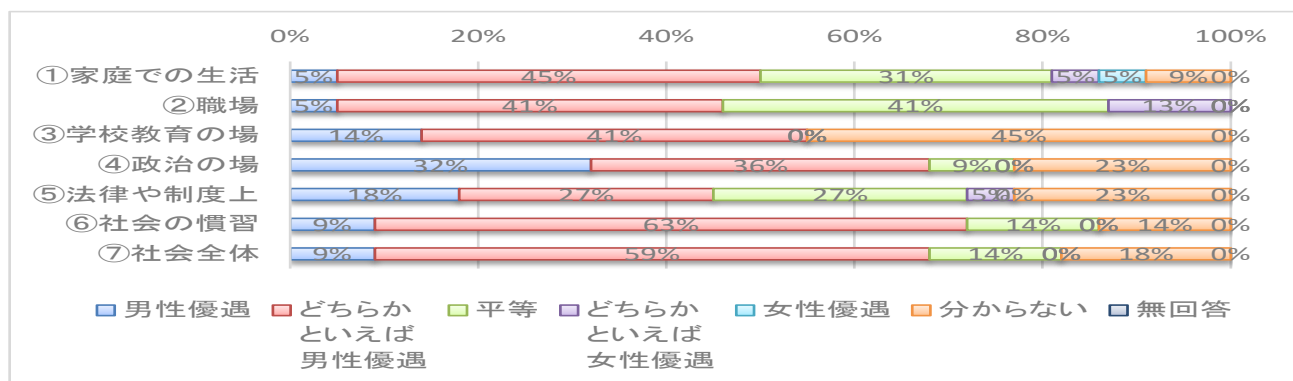
	男性優遇	どちらか といえば 男性優遇	平等	どちらか といえば 女性優遇	女性優遇	分からない	無回答
①家庭での生活	2	16	11	1	1	2	0
②職場	3	13	12	5	0	0	0
③学校教育の場	1	4	14	0	0	14	0
④政治の場	10	12	4	0	0	7	0
⑤法律や制度上	4	9	12	1	1	6	0
⑥社会の慣習	3	18	7	1	0	4	0
⑦社会全体	2	19	7	0	0	5	0



(男)

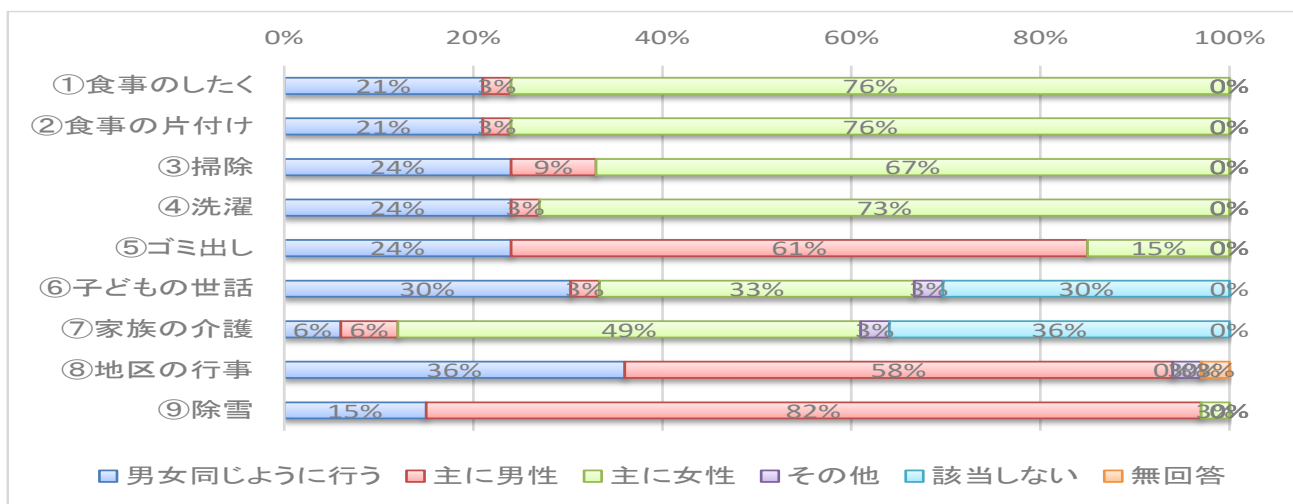


(女)



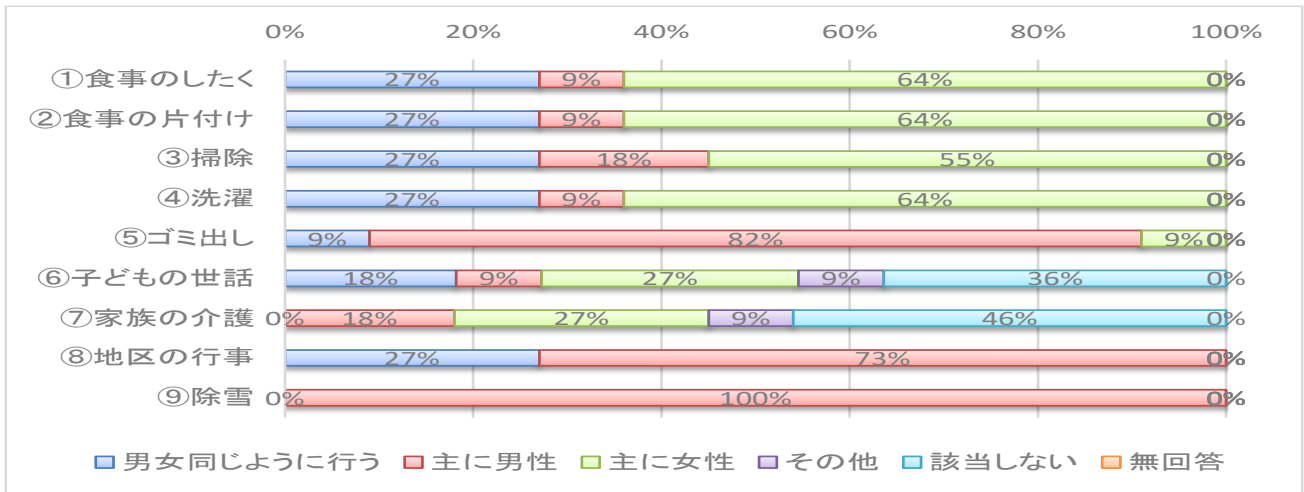
問4：家庭では、次にあげることは主に誰が行っていますか。配偶者のいない方は、役割だと思われるのは何ですか。

	男女同じように行う	主に男性	主に女性	その他	該当しない	無回答
①食事のしたく	21%	3%	76%	0%	0%	0%
②食事の片付け	21%	3%	76%	0%	0%	0%
③掃除	24%	9%	67%	0%	0%	0%
④洗濯	24%	3%	73%	0%	0%	0%
⑤ゴミ出し	24%	61%	15%	0%	0%	0%
⑥子どもの世話	30%	3%	33%	3%	30%	0%
⑦家族の介護	6%	6%	49%	3%	36%	0%
⑧地区の行事	36%	58%	0%	3%	0%	3%
⑨除雪	15%	62%	3%	0%	0%	0%

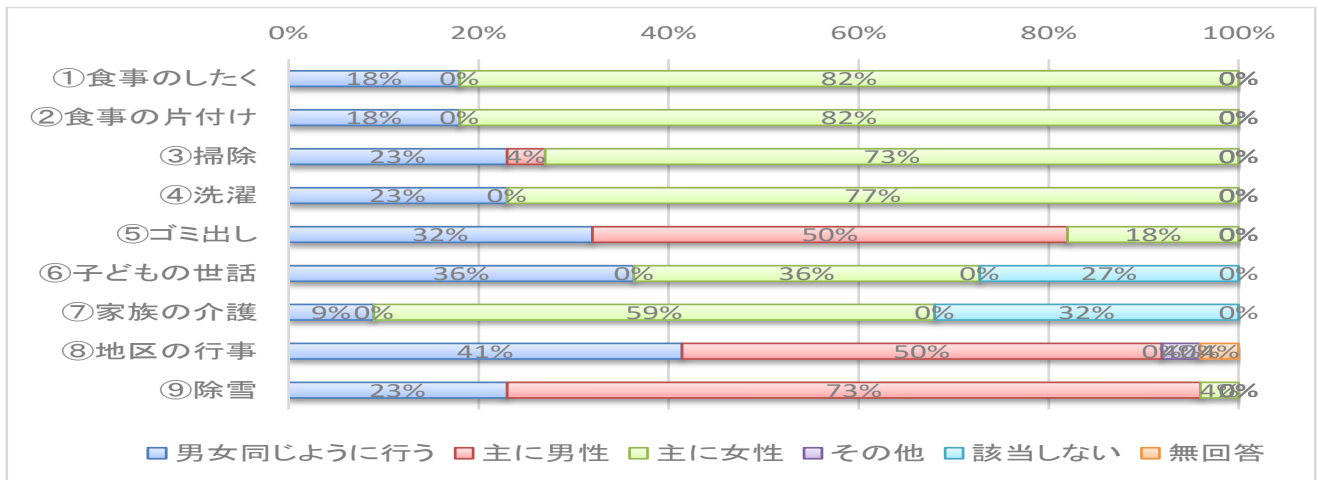


問4 (男女別)

男

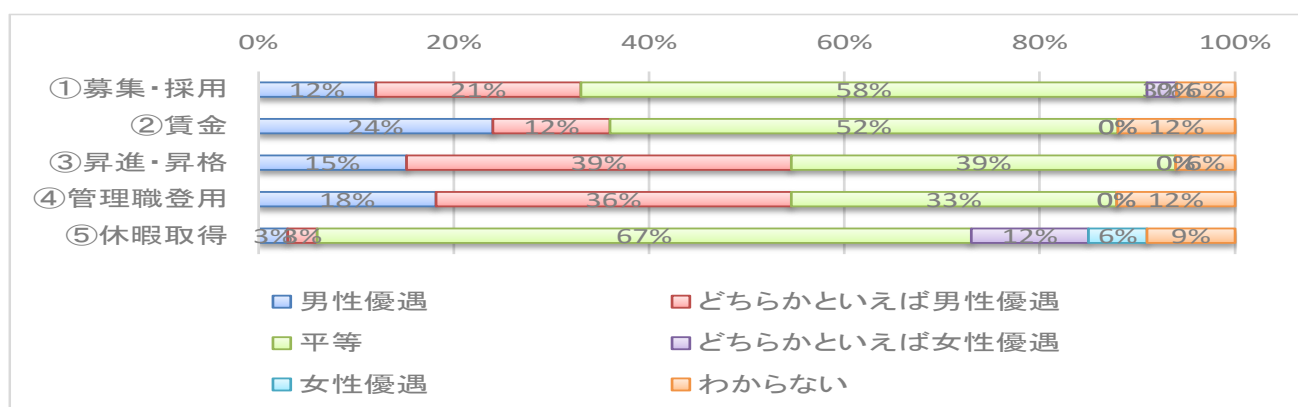


女

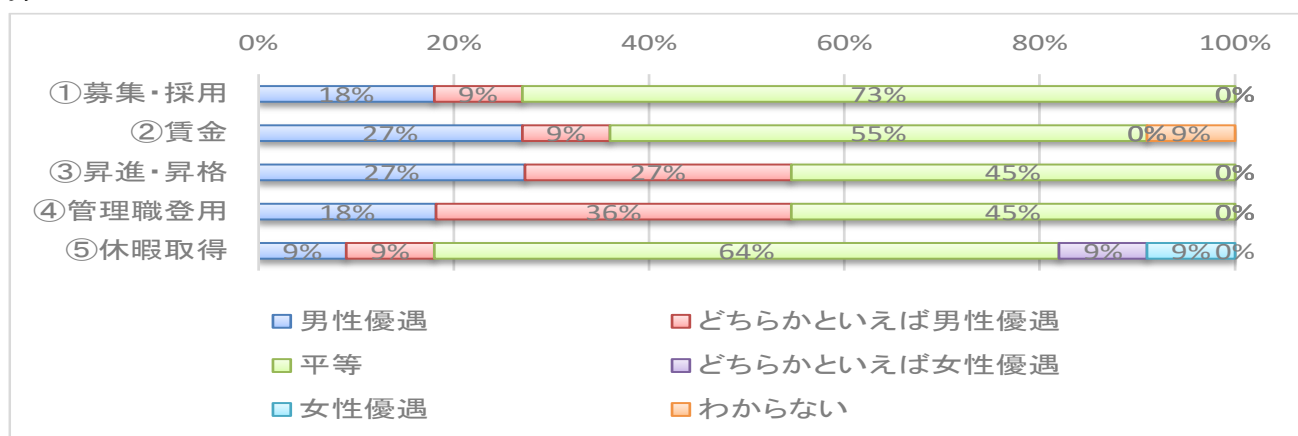


問5：職場において、次にあげることは、男女の立場は平等になっていると思いますか。

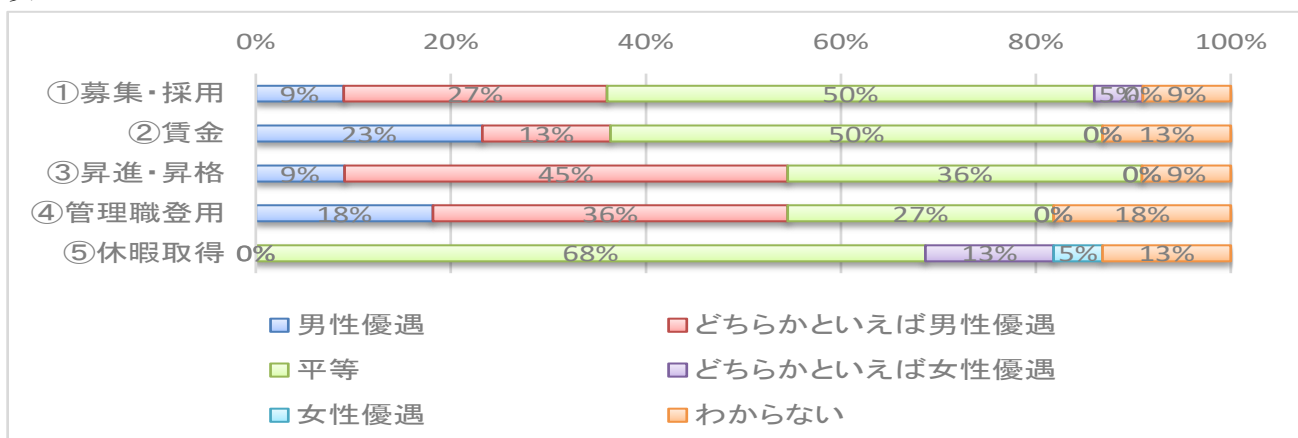
	男性優遇	どちらかといえば男性優遇	平等	どちらかといえば女性優遇	女性優遇	分からない
①募集・採用	4	7	19	1	0	2
②賃金	8	4	17	0	0	4
③昇進・昇格	5	13	13	0	0	2
④管理職登用	6	12	11	0	0	4
⑤休暇取得	1	1	22	4	2	3



男



女



問6：今後さまざまな分野で女性が活躍することを推進されていますが、それについてどう思いますか。

良いと思う	16
どちらかといえば良いと思う	8
どちらともいえない	7
どちらかといえば良いと思わない	0
良いと思わない	0
その他	1
無回答	1

その他の意見

・女性が守られすぎるのもよくない

問7：男女が性別にとらわれることなく家庭生活(家事、子育て、介護)や地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

1 古い固定概念にとらわれず年配者などまわりの人が、男女の役割分担等について当事者の考えを尊重する	24
2 労働時間短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間をより多く持てるようにする	12
3 子ども男女を問わず、みんなで家事などをするような育て方(教育)をする	13
4 夫婦や家族間でのコミュニケーションを十分にはかる	12
5 男性の家事・地域活動などへの参加に対する抵抗感をなくす	7
6 社会の中で、男性による家事・地域活動への参加に対する評価を高める	0
7 男性の家事・地域活動などに対する関心が高まるよう啓発や情報提供を行う	3
8 男性が家事・地域活動を行うための、仲間(ネットワーク)作りをすすめる	0
9 男性が、家庭や地域活動と仕事の両立などの問題を相談しやすい窓口を設ける	4
10 その他	1
無回答	1

その他の意見

なし

問8：女性が職業を持つことについて、どう考えますか。

女性は職業を持たないほうがよい	0
結婚するまでは職業を持つほうがよい	1
子どもができるまで職業を持つほうがよい	1
子どもができてずっと職業を続けるほうがよい	17
子どもができたら職業をやめて大きくなったら職業を持つほうがよい	2
その他	8
わからない	3
無回答	1

その他の意見

- 働く働かないを自由に選べるような環境があるといいと思う（女性・20代）
- 職業を持ちたい時に持て、続けたい時に続け、やめたい時にやめれるほうがよい。家庭の事情により人それぞれなので、～のほうがよいとはいえない。と思う。（女性・40代）
- 女性自身の考え、職場の理解、生活の質、子どもの年齢や保育制度によって決める（男性・20代）
- 家の事情によると思う（女性・50代）
- 個人の自由だと思う（女性・40代）
- 男女、人それぞれだと思います。（女性・60代）
- “女性が”ではなく、“女性も男性も”。仕事をしたいかどうかは、家庭によると思う。（女性・30代）
- 子どもがいようが、その人のせんたくなのではないのでしょうか？（女性・30代）

問9：あなたの職場において、男女間に差別がある場合、どのような理由からだと思いますか。就業していない場合は一般的に考えられることをお答えください。

家事・育児・介護について女性の負担が大きい	14
女性は、結婚や出産などで継続して働きにくい	17
職場の上司や同僚の理解がない	4
会社や雇用主が男女平等に真剣に取り組んでいない	7
女性はパートやアルバイトなどのほうが働きやすい	4
男性に「女性は責任のある役職やリーダーに向かない」という意識がある	3
「男は仕事、女は家事」という意識がある	7
女性に「責任のある役職やリーダーに就きたくない」という意識がある	4
わからない	2
その他	2

問9（男女別）

男

家事・育児・介護について女性の負担が大きい	3
女性は、結婚や出産などで継続して働きにくい	4
職場の上司や同僚の理解がない	2
会社や雇用主が男女平等に真剣に取り組んでいない	3
女性はパートやアルバイトなどのほうが働きやすい	1
男性に「女性は責任のある役職やリーダーに向かない」という意識がある	1
「男は仕事、女は家事」という意識がある	2
女性に「責任のある役職やリーダーに就きたくない」という意識がある	2
わからない	0
その他	1

女

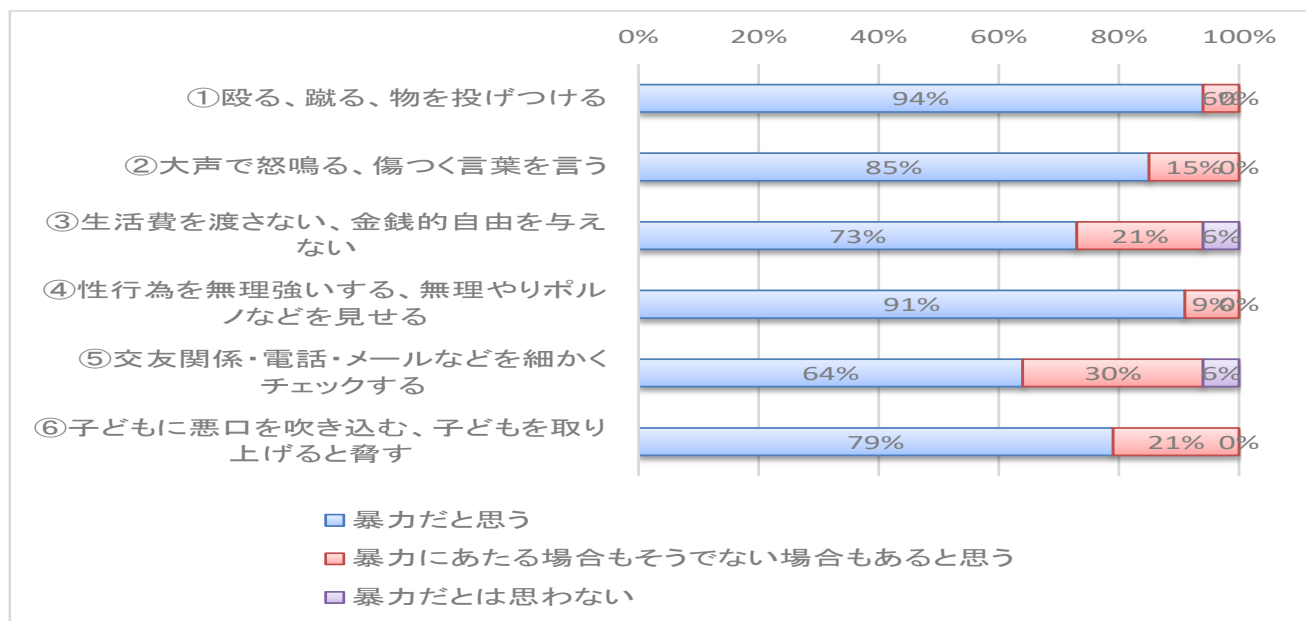
家事・育児・介護について女性の負担が大きい	11
女性は、結婚や出産などで継続して働きにくい	13
職場の上司や同僚の理解がない	2
会社や雇用主が男女平等に真剣に取り組んでいない	4
女性はパートやアルバイトなどのほうが働きやすい	3
男性に「女性は責任のある役職やリーダーに向かない」という意識がある	2
「男は仕事、女は家事」という意識がある	5
女性に「責任のある役職やリーダーに就きたくない」という意識がある	2
わからない	2
その他	1

その他の意見

○定年が延びたり、あまくだり等で、いつまでも古い考えの方が職場にいるために、新しい考え方が受け入れられないから(女性・30代)

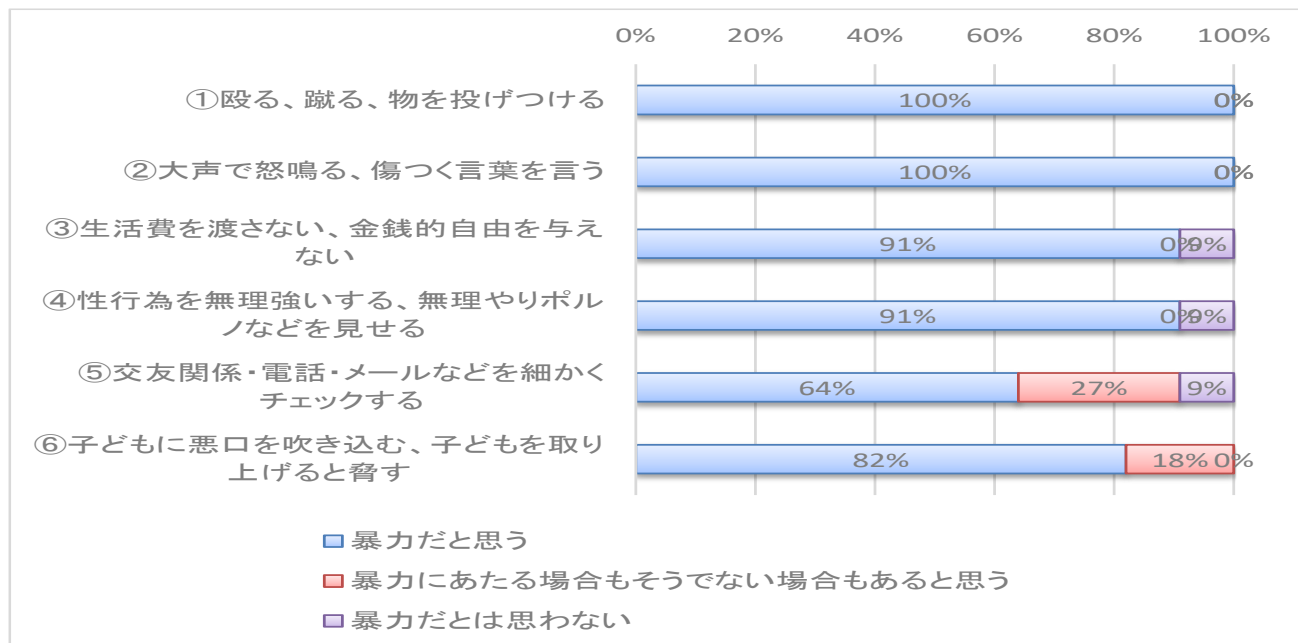
問 10：あなたは、次のようなことが夫婦間(事実婚や別居中も含む)で行われた場合、それをどのように感じますか？

	暴力だと思う	暴力にあたる場合も そうでない場合もあると思う	暴力だとは思わない
①殴る、蹴る、物を投げつける	31	2	0
②大声で怒鳴る、傷つく言葉を使う	28	5	0
③生活費を渡さない、金銭的自由を与えない	24	7	2
④性行為を無理強いする、無理やりポルノ などを見せる	30	3	0
⑤交友関係・電話・メールなどを細かく チェックする	21	10	2
⑥子どもに悪口を吹き込む、子どもを 取り上げると脅す	26	7	0

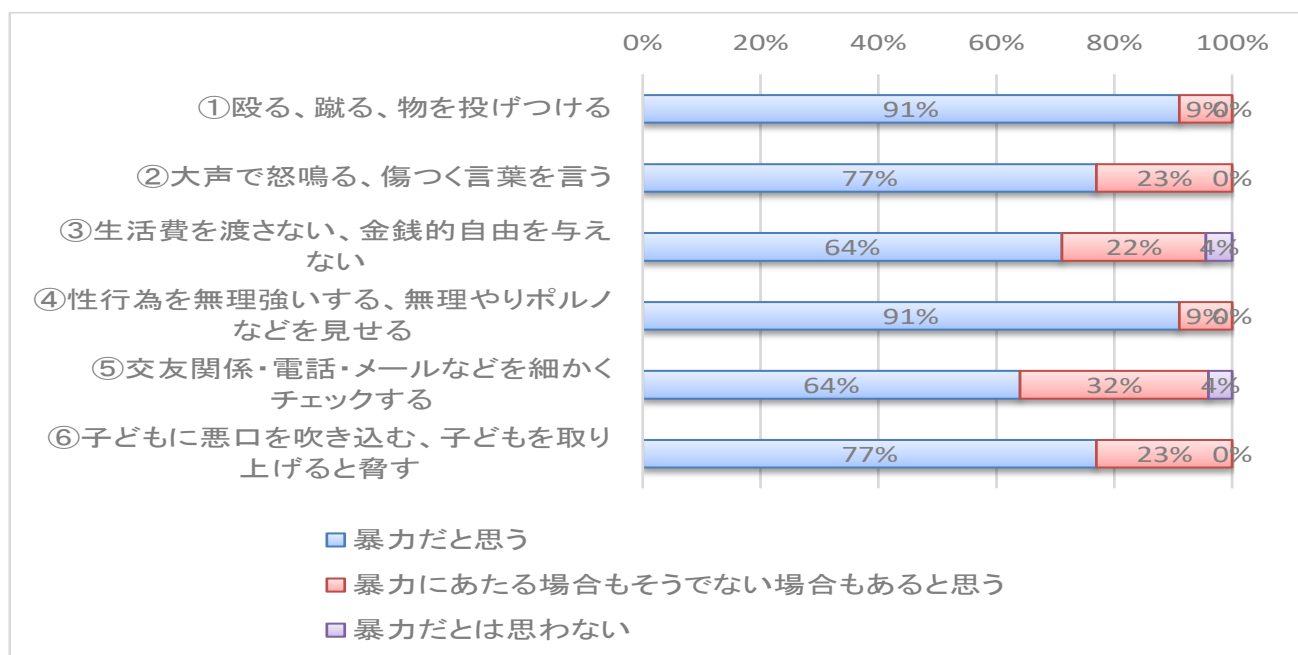


問10 (男女別)

男



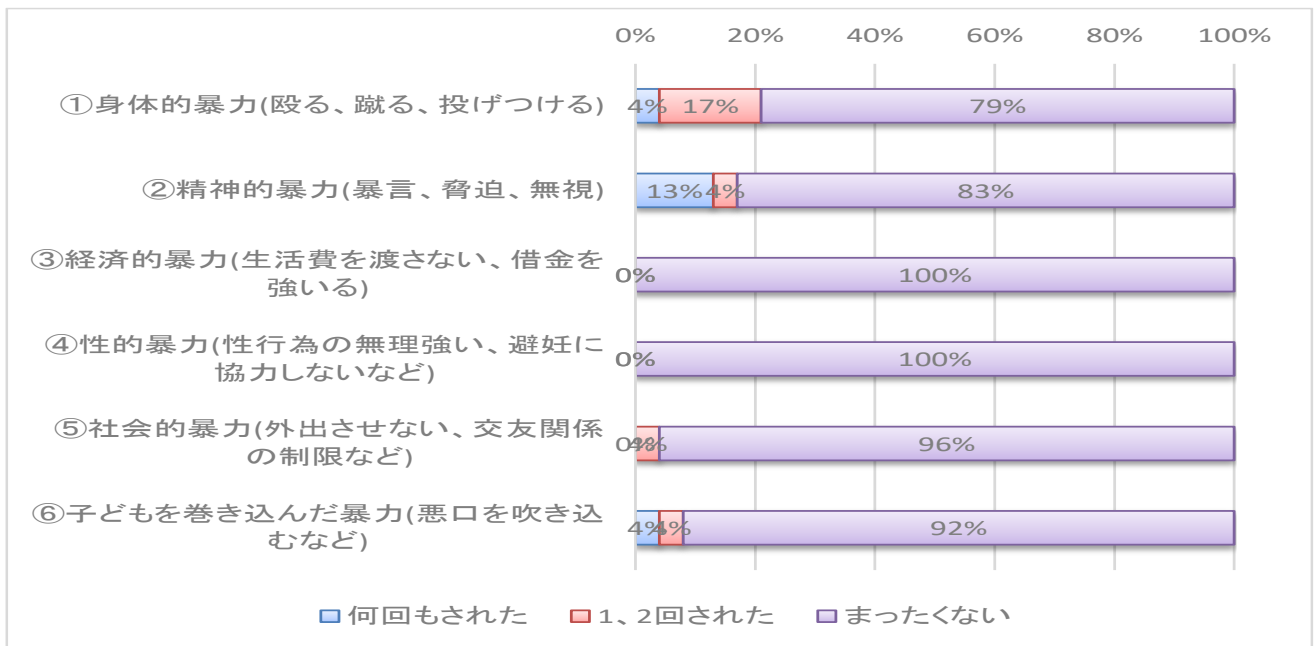
女



◎配偶者・パートナーがいる方にお伺いします。

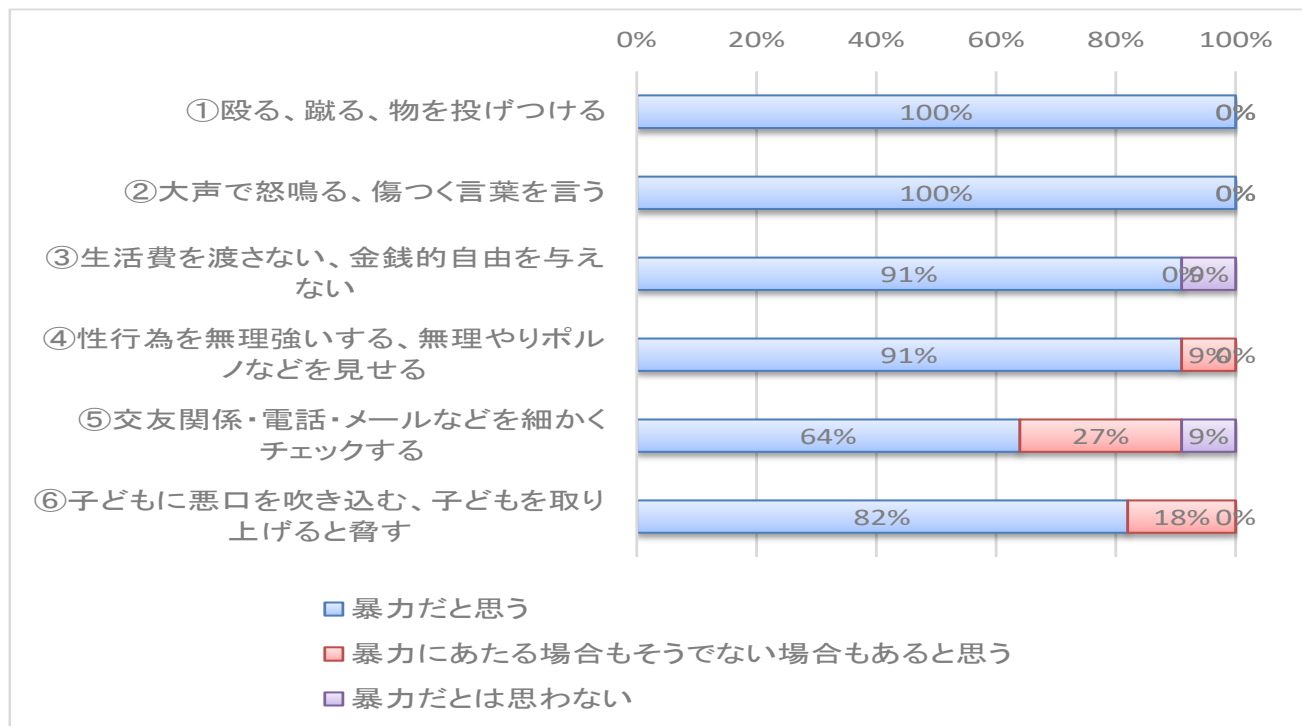
問 11：あなたはこれまでに、次のようなことを配偶者・パートナーからされた経験がありますか？

	何回もされた	1、2回された	まったくない
① 身体的暴力 (殴る、蹴る、投げつける)	1	4	19
② 精神的暴力 (暴言、脅迫、無視)	3	1	20
③ 経済的暴力 (生活費をわたさない、借金を強いる)	0	0	24
④ 性的暴力 (性行為の無理強い、避妊に協力しないなど)	0	0	24
⑤ 社会的暴力 (外出させない、交友関係の制限など)	0	1	23
⑥ 子どもを巻き込んだ暴力 (悪口を吹き込むなど)	1	1	22

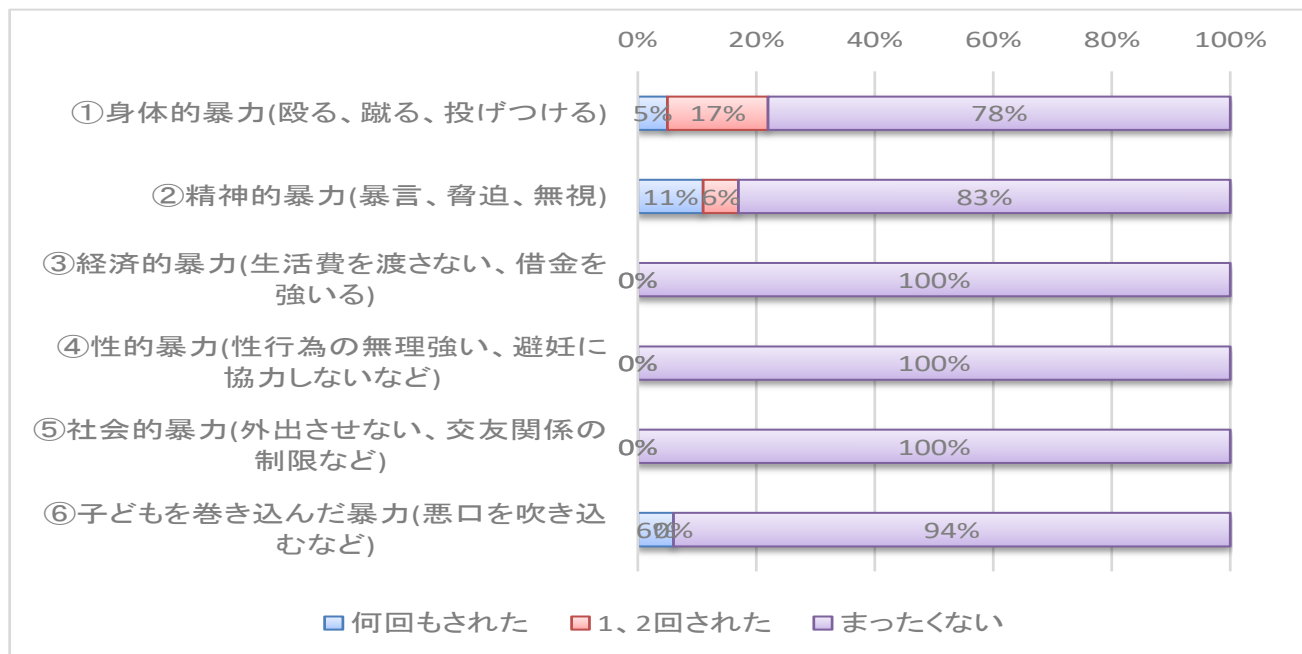


問 11 (男女別)

男



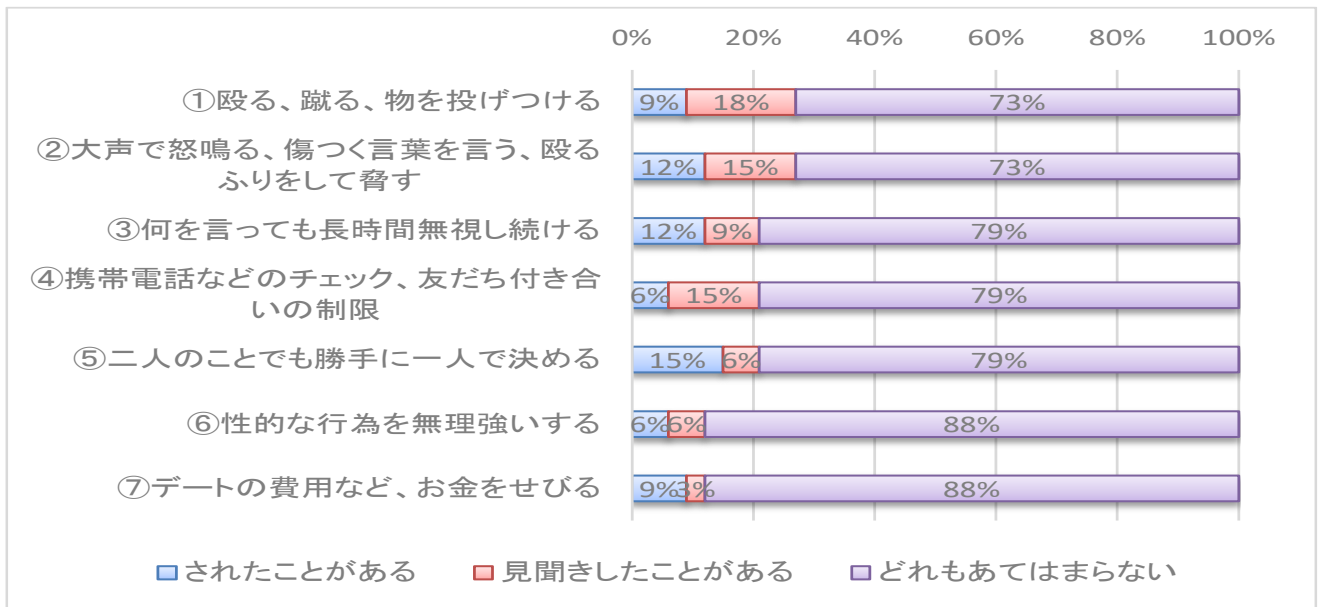
女



◎あなたの10代から20代までの経験について、すべての方にお伺いします。

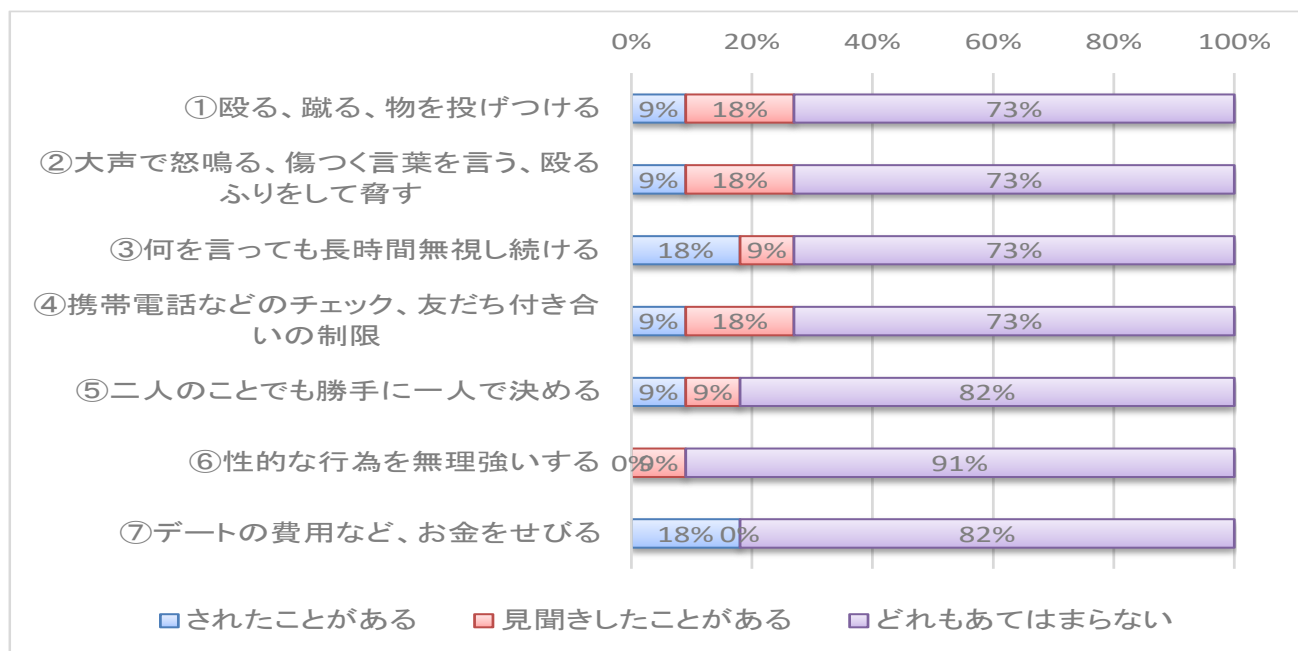
問 12：あなたはこれまでの経験の中で、恋人などの親密な関係にある人から、次のような態度や行動をされたことがありますか？また、次のような態度や行動を、あなたの友だちなどがされたと見聞きしたことがありますか？

	されたことがある	見聞きしたことがある	どれもあてはまらない
①殴る、蹴る、物を投げつける	3	6	24
②大声で怒鳴る、傷つく言葉を言う、殴るふりをして脅す	4	5	24
③何を言っても長時間無視し続ける	4	3	26
④携帯電話などのチェック、友だち付き合いの制限	2	5	26
⑤二人のことで勝手に一人で決める	5	2	26
⑥性的な行為を無理強いする	2	2	29
⑦デートの費用など、お金をせびる	3	1	29

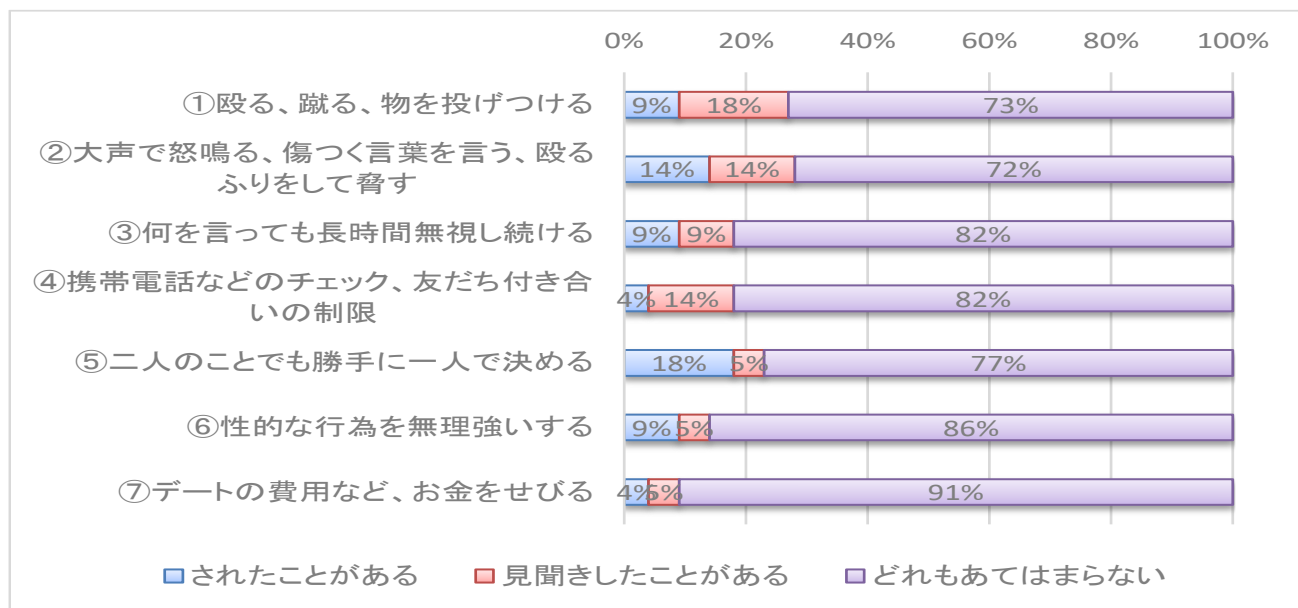


問 12 (男女別)

男



女



◎問 12 で「されたことがある」を選んだ方にお伺いします。

問 12-1：問 12 のようなことをされたあと、あなたはどうしましたか？

1 相手とすぐに別れた	3
2 別れたかったが、すぐには別れられなかった	5
3 別れたいと思わなかった	1

男

1 相手とすぐに別れた	1
2 別れたかったが、すぐには別れられなかった	2
3 別れたいと思わなかった	0

女

1 相手とすぐに別れた	2
2 別れたかったが、すぐには別れられなかった	3
3 別れたいと思わなかった	1

◎すべての方にお伺いします。

問 13：あなたは次の項目について、悩みや困難を抱えていますか？

1 健康に係る問題(病気やケガによる不調、精神的な問題など)	9
2 家庭に係る問題(自分や家族間の不仲、家族の問題行動など)	5
3 生活困窮や就労に係る問題(失業や転職による収入減、家計のひっ迫など)	4
4 職場や学校などでの人間関係に係る問題(いじめ、ハラスメントなど)	4
5 配偶者・パートナー・恋人からの暴力(身体的・精神的・経済的な暴力など)	1
6 選択肢 5 以外の家族・親戚などからの暴力(身体的・精神的・経済的な暴力など)	1
7 性的な被害や問題(性的な嫌がらせ、性暴力や性的虐待、ストーカー被害など)	0
8 住まいや居場所に係る問題(安心できる場所がないなど)	3
9 その他	0
10 悩み、問題、困難を抱えていない	16

◎問 13 で「10」以外を選んだ方にお伺いします。

問 14：あなたは、抱える悩みや困難へどのように対応していますか？

1 公的な窓口相談している、支援を受けている	1
2 民間の窓口相談している、支援を受けている	0
3 家族や周囲の人などに相談している、協力してもらっている	8
4 主に一人でなんとかしようとしている	3
5 ほぼ何もしていない	1
問 13 で「10」以外を選んだ無回答	2

◎問 13 で「10」以外を選んだ方にお伺いします。

問 15：あなたは、自身の抱える困難を解決するために、どのような環境や支援があるといいと思いますか？

1 自分の困りごとをなんでも相談でき、支援につながるができる窓口	2
2 気軽に話を聞いてもらえる SNS などの窓口	3
3 生活のための経済的支援	6
4 同じような悩みを持つ人と出会える場所	3
5 弁護士などによる法的支援	1
6 その他	1
7 わからない	3
問 13 で「10」以外を選んだ無回答	3

その他の意見

- ・まとまった休みがほしい。

◎すべての方にお伺いします。

問 16：あなたは、女性相談窓口(女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター、県総合支庁相談窓口、市町村の相談窓口など)を知っていますか？

1 知っている	16
2 知らない	17
無回答	0

◎調査員用紙1で、性別を「女性」と回答した方へお伺いします。

問 17：問 16 で「1」を選んだ方にお伺いします。女性相談窓口を利用したことがありますか？

1 現在利用している	0
2 過去に利用したことがある	0
3 利用したことがない	12
無回答	0

問 18：DV(配偶者などからの暴力)、デートDV(交際相手からの暴力)、セクシュアルハラスメント、ストーカー、性暴力などの行為が社会問題になっていますが、このような行為を予防し、なくすためには、どうすればよいと思いますか？

1 家庭における男女平等や性についての教育の充実	10
2 学校における男女平等や性についての教育の充実	16
3 家庭において思いやりの気持ちや、生命の大切さの教育の充実	17
4 学校において思いやりの気持ちや、生命の大切さの教育の充実	19
5 DV、セクシュアルハラスメント、ストーカーなどに関する啓発	9
6 被害者のための窓口や相談所の充実	14
7 保護施設(シェルターを含む)の充実	12
8 加害者に対するカウンセリングや更生プログラムの実施	10
9 警察に被害届を出しやすい環境づくり	16
10 捜査や裁判などの過程での被害者の心情などへの配慮	9
11 法律、制度の制定や見直し	12
12 犯罪の取り締まりの強化	12
13 過激な内容の雑誌・ビデオ・ゲームソフトなどの販売や貸し出しの制限	7
14 テレビ・インターネットなどのメディアによる性・暴力表現の倫理規定の強化	9
15 その他	0
16 わからない	0
無回答	3

問 19：あなたは、自分の性別やセクシュアリティに悩む(悩んだ)ことはありますか？

ある	0
ない	33

問 20：あなたの身近な人の中に、性的マイノリティ(同性愛者、両性愛者、トランスジェンダーなど)の方はいますか？そうした方との間柄を選んでください。

1 家族	0
2 友人	5
3 職場の同僚・同じ学校の人	1
4 上記以外の身近な人(親戚・隣近所の人など)	0
5 身近にいない／あてはまらない	25
無回答	2

問 21：性的マイノリティの方々に対する偏見や差別をなくし、当事者の方々が生活しやすくなるためには、どのような取り組みが必要だと思いますか？

1 県民全体に対する啓発	4
2 相談窓口の設置	4
3 気持ちや情報を共有できる場の整備	10
4 同性婚や各種法制度などの社会制度の整備	9
5 差別やいじめを禁止する法律や条例の制定	8
6 社会環境(トイレ・更衣室など)の整備	11
7 教職員の理解促進・教育現場における環境整備	7
8 企業に対する啓発・職場における環境整備	3
9 行政サービスの見直し(性別記載欄の廃止、同性婚パートナーへの制度運用など)	6
10 その他	2
11 わからない	6
無回答	3

その他の意見

- ・子どもの頃からいろいろな考えの人がいてみな同じでなくて良いことを教える
- ・子どものころからの教育

問 22：「男女共同参画」を実現するために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか？

1 子どもを産み育てやすい環境づくり(助成制度や医療の充実等)の促進	18
2 育児・保育施設の充実	10
3 子どもの時から、学校で平等意識を育てる教育の充実	13
4 介護施設の充実	6
5 就労機会や労働条件の男女格差を解消するための働きかけ	5
6 男女双方に対しての意識啓発、学習機会の充実	7
7 行政の施策決定などへの女性の参画、登用の促進	1
8 あらゆる分野への女性の積極的な参加の促進	4
9 各種相談事業の充実	2
10 女性の職業教育、訓練の機会の充実	2
11 女性に関する活動等の女王提供の充実	2
12 配偶者等からの暴力被害者への支援、セクハラ防止対策への働きかけ	2
13 その他	1
無回答	9

その他の意見

- ・労働賃金を上げて生活をしっかりできるような社会づくり

【最後 自由記載】

○「男女共同参画」という言葉が存在することが根本的におかしい。みんながそう思うことができる社会になればいいと願う。(男性・40代)

○税金の使い方を考えてほしい。(女性・60代)

○山形県内の管理職が女性が増えており、特に今年度は総合支庁長がほぼ女性ということで、すばらしいと思う反面、個人の実力なのか？“女性だから”なのか？あまりにも“女性”に注目しすぎていて、男性とのバランスがおかしいのでは？と思う時が最近増えました。(女性・30代)